

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取県日野郡江府町

2 構造改革特別区域の名称

江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区

3 構造改革特別区域の範囲

鳥取県日野郡江府町の区域の一部（笠良原地区の一部）

4 構造改革特別区域の特性

(1) 中山間地農業の現状

本町は、鳥取県西部に位置し、中国山脈にある大山の裾野に広がる町で、東西に11.8km、南北に13.5km、面積は124.66km²の山村地域である。

町の主な基幹産業は農業で肥沃な土地を利用して、稲作を中心に畜産、高寒冷地を利用した、大根・白ねぎ・トマト等を中心とした野菜の畑作、しいたけなどの特産物の栽培も行っている。

しかし、近年は農業就業者の高齢化、若年層の都市部への流出により、農業労働者の減少は顕著であり、農業就業者の農外依存への傾向が強く、農家の減少が懸念されている。

一方、食の安全に対する国民的な意識の高まりとともに山村の自然の中での農作業体験等、中山間地農業への期待は高まりつつある。

このような状況の中、第三次江府町総合計画において、「活力とうるおいのある町づくり」を目標に掲げ、観光と連携した農業の振興に取り組んでいる。しかし過疎化、高齢化の急激な進展により、農業の担い手は高齢者や女性が大半となっており、農業サイドでの栽培面積の大幅な拡大は望めない現状であり、新たな施策を模索している状況である。

特別区域の範囲とする笠良原地区の一部の地域では、遊休化が特に顕著で30haの内23ha以上が全く耕作をしていない状況である。しかし、この区域以外の同地域では、他集落の認定農業者等が従来からの農産物を栽培しており、今後も可能な限り継続していくと見込まれる。

(2) 担い手の減少

本県の基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合（平成 14 年度末現在）は 65.8%となっており、今後、10 年間で農業従事者の大幅なりタイアが想定されることから、担い手の減少が深刻な状況となっている。

一方、江府町の農業従事者については、65 歳以上の割合（平成 12 年度末現在）が 64.6%と深刻で、今後、農業の維持・継続が困難な状況になることが予想されている。

(3) 遊休農地の発生状況

本県における遊休農地の状況は、平成 9 年から平成 14 年までの 5 年間に 190ha 増加（増加率 159%）し、平成 14 年度末現在で 512ha（耕作放棄地率 1.39%）である。

本県の農業生産の維持・発展を図る上で、この耕作放棄地の解消は大きな課題となっている。

一方、本町では、優良農地は標高 300m から 700m までの高冷地に散在している上、経営規模が 1 ha 未満の零細農家が 73%であり、過疎化、高齢化による担い手の減少と獣による作物被害等により、耕作放棄地は平成 12 年現在で 44ha（田 25ha、畑 19ha）経営耕地は平成 7 年からの 5 年間で 8%減少の 524ha となっている。

(4) 他産業の状況

本町においては、第 2 次産業の半数が町内の建設業に就業する兼業農家として生計を維持しているが、近年の公共事業の減少による過剰な労働力の効率的な活用を図るため、異業種参入への検討がなされている。

また、製造業においても景気の低迷を反映して、雇用の悪化などによる産業の活力が失われつつある。

一方、奥大山の大自然や近隣市町村の温泉などの多様な観光を求めて観光客は訪れるものの、景気の低迷や余暇活動の多様化により観光客数は減少傾向となっている。このため観光業にとっては農林水産資源の活用が最も重要な課題となっており、山村生活と農業を軸とした振興のためにも農業の労働力を建設業等の企業の農業参入により確保することが期待されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町における農業は、地質や気候等の地域性を活かした特産品栽培と共に、観光と農業との連携による産業振興が課題となっている。

しかしながら、平坦地が少なく農地が散在している地形的要因と、過疎化、

高齢化による担い手の不足により農業の維持・継続が非常に厳しい現状となっている。

一方、食の安全に対する意識の高まりとともに、山村の自然の中での農作業体験等、中山間地農業への期待は大きくなっており、大豆、そば、ブルーベリー、花卉を始め農産物の今後の需要が見込まれる。

このような状況のなかで、新たな農業の担い手の育成が本町の主要施策となっているが、農業面だけの対応では担い手の確保が困難であるため、農地法の特例を活用し、建設業等の企業との連携を図り、遊休農地の有効利用と大豆やブルーベリー等の地域特産品の生産拡大と加工販売の研究による新たな特産品の開発を図る。

併せて、低農薬栽培を推進し、安心して安全な農作物のブランド化を図り、全国に波及させるよう取り組みを進める。

このことは、構造改革特区により町が目指している「活力とうるおいのある町づくり」が住民、企業、行政の協同により実現される。

また、建設業等を初めとする企業の労働力を活用し、中山間地農業の新たな担い手として農業へ参入するといった試みは、遊休農地の解消や後継者のいない農業の停滞した中山間地の活性化及び農業所得の向上といった効果を生み、全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 本町は水稻を基幹作物とした複合経営が推進されてきたが、農業をめぐる諸情勢の変化により農業従事者の減少、高齢化の進行、担い手不足など、困難な状況にある。

このような中で、新規の特産品の開発を進め収益の高い農業の展開を計るため、冷涼な高原の気候に適したブルーベリーの生産を核として「活力とうるおいのある町づくり」を住民、企業、行政が協同して取り組み、豊かな自然や地域文化とともに都市との交流を通して、本町の基本目標である「自然とふれあう輝きのまち 江府町」を目指す。

ブルーベリーは果実出荷の他、乾燥品の生産や菓子などの加工品の開発を行うとともに、観光農園の拡大を図る。

(2) 環境に配慮した中山間地農業の取り組みとして、江府町堆肥センターを活用して低農薬・有機栽培による安心して安全な江府米や高原野菜の生産による地産地消を推進するとともに、姉妹町交流や農業体験等の都市との交流を通して顧客の拡大を図り、交流都市の消費者を対象とした契約栽培の実施を図る。

(3) 当該地域で過疎化・高齢化により労働力が不足している現状において、本計画による特定事業を導入し、企業が農業に参入して複合経営を行うことにより、中山間地農業の新しい担い手となり、高齢化・過疎化による農業の労働力不足を補完する。

また、農業に興味のある若者の新しい職場とすることにより、新規就業者の増加と農業後継者の育成を図る。

(4) 集落等の住民活動との連携を図り、都市住民との交流や農業体験を通して観光と連携した地域の活性化への協力を行い、地域農業の維持・発展に寄与する。

(5) 遊休農地の活用による特産品の生産拡大や高冷地の特性を活かした新たな特産品の開発による付加価値の高い農作物の栽培等への取り組みを行い、地域農業へ活力を与えるとともに農地の持つ多面的機能の維持を図る。

なお、本計画の推進による成果については、これを積極的に普及啓発することで、計画区域を拡大し、特区外の他地域への拡大を積極的に図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の振興

ブルーベリー等の地域特産品の生産拡大と加工販売の研究による新たな特産品の開発により地域振興が図られる。

ブルーベリー等作付面積の見込み

当初契約で1haのブルーベリー作付を開始し、平成21年度末で20haの作付面積を見込む。

(2) 安心で安全な農産物の普及

江府町堆肥センターの活用などによる全町有機、低農薬栽培を推進することにより、安心で安全な農産物のブランド化が定着し、観光と連携した農業の振興が図られる。

町内での米・野菜の粗生産額は8億円程度であるが、朝市や特産品直売での販売の拡大、観光農園の取り組み等により平成21年度末で約1億円程度の収入の増加が見込まれる。

交流の拡大による特定の地域との契約栽培を新たに推進により、平成 21 年度末で約 1 億円の収入の増加が見込まれる。

(3) 中山間地農業への新たな担い手創出効果

企業の参入により農業の労働力不足が解消され、地域農業へ活力を与えるとともに、遊休農地の有効活用により、農地の持つ多面的機能の維持が図られる。

また、企業が抱えている農業経験者の技術と労働力が有効に活用されるとともに、農業に興味のある若者の新しい職場となり、新規就業者の増加と農業後継者の育成が図られる。

遊休農地の解消面積：平成 21 年度末で 20ha（見込み）（対象地域内の遊休農地面積 23ha 全体の約 87%）

当初参入予定企業の約 3 割（年間：13 人）が農業部門へ従事（見込み）

(4) 都市農村交流による地域の活性化

農業集落等の住民活動との連携を図り、農を通した都市との体験交流を実施することにより、農業生産の向上や農村景観の保全に協力し、地域の活性化が図られる。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・新規農業参入者指導事業

江府町農業経営改善支援センターを中心に、新規参入する企業の栽培計画の提案や研究会の開催、技術指導を行い、適正で効率的な農業の事業拡大を促進する。

(別紙)

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：江府町

農地の借受主体：事業に携わろうとする企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

特定事業の実施主体である江府町が、遊休農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により耕作または養畜の事業を行うこととなる企業に賃貸する。また、鳥取県及び江府町は、特定事業の実施により耕作の事業を行う企業と協定を締結し、その耕作の事業の適正かつ円滑な実施を確保することとする。

これにより、中山間地の新たな農業の担い手として、企業が抱えている農業経験者の技術と労働力の有効活用により、農業の労働力不足を解消するとともに、遊休農地を活用して特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組みを行う。また、若者の新しい職場とすることにより新規就業者の増加と農業後継者の育成に勤める。さらに、集落等の地域活動との連携による都市住民との交流等、多様な農地の活用が図られ、中山間地農業の新たな展開に寄与するものである。

当初、参入を予定している企業が、特定事業により、ブルーベリー等の栽培拡大や新たな商品開発などを進める予定であるが、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組み実績について啓発活動を行い、将来的に新たな企業の参入を目指し働きかけを行っていく。

事業区域：江府町笠良原の区域

事業開始：平成16年7月中旬

認定された日以降のスケジュール（見込み）

- ・ 賃貸借契約に伴う賃借料の予算化（6月下旬 *上程6月中旬）
- ・ 賃貸借契約の締結（鳥取県江府町、農地所有者）（7月上旬）
- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結（鳥取県江府町、建設業者）（7月中旬）

（実施する事業内容等に関する事項については、鳥取県及び江府町と協定の締結について合意している。）

企業が行う農業の内容及び実施方法

実施区域のうち、当初は町内の企業1社が、1団地（約1ha）において、ブルーベリー等の栽培を実施するが、徐々に栽培面積を拡大することにより、5年後には20haを目標とする。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、農業生産法人以外の法人による農業の参入は、耕作放棄地の利活用と農地の多面的機能の維持、さらには地域振興等を図る上で有効と考える。

当該地区は、経営耕地面積が2000年で8haと、かつて大根の一大生産地であった頃と比較すると18ha減少。遊休農地率が1995年は61.8%であったが、2000年は68.7%と、県平均10.9%を大幅に上回っており深刻な状況となっている。

また、農業従事者の高齢化率（65歳以上）も1995年で50.6%、2000年で69.2%と18.6%増加しており、経営規模が1ha未満と零細のため、農業後継者が不足しているなか、維持管理が十分できない耕作地の効率的利用を図る必要が相当程度あり、今後さらに増加することが見込まれる。

そこで、企業による新たな農業参入を図ることで、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組み等を行うことにより、農業及び地域の活性化、農地の多面的機能の維持が図られることから、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。